

記者発表(資料配付)					
月/日 (曜日)	担当課(室) 係名	TEL		発表者名 (担当係長名)	その他配布先 (時間)
8/26 (金)	大気課 指導・規制係	内線	3361	阿多 修 (春名 克彦)	
		ダイヤル	362-3285		

吹き付けアスベスト等含有建築物の解体・改修時の標識の義務化について

- 吹き付けアスベスト等を含有する建築物を解体・改修する際には、環境の保全と創造に関する条例(平成7年7月18日兵庫県条例第28号)第58条第1項に基づく「特定工作物解体等工事に伴う粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準(平成8年1月8日兵庫県告示第8号の2)」が適用されますが、周辺住民に対して、吹き付けアスベスト等を含有する建築物の解体・改修が適切に行われていることを明らかにするとともに、標識の無い解体現場で飛散性アスベスト含有建築物の解体の懸念をもった住民による通報が可能とするため当該基準に標識の掲示義務を追加することとし、平成17年8月30日に告示し、平成17年10月1日から施行します。
- 告示改正の概要
 特定石綿含有材料の除去作業、封じ込め作業又は囲い込み作業の期間中は、工事現場の公衆の見やすい場所に別記の標識を掲示することを義務付ける。
 (別記)
 標識は、次の事項が記載された標識で縦 35 センチメートル以上、横 40 センチメートル以上のものとする。
 (1) 特定石綿含有材料を使用した建築物の解体・改修作業を行っている旨
 (2) 届出年月日、届出先
 (3) 商号、名称又は氏名
 (4) 法人である場合の代表者の氏名
 (5) 作業期間及び作業内容
 (6) 石綿粉じんの大気中への排出・飛散防止措置の概要
 (7) 連絡先

(標識の例)

建築物の解体・改修工事のお知らせ			
環境の保全と創造に関する条例に基づく基準に従い、石綿等粉じんの排出・飛散防止措置を講じて施工しています。			
届出年月日	平成 年 月 日	届出先 (TEL)	県民局環境課 (- -)
商号、名称又は氏名	株式会社		
法人である場合の代表者の氏名	代表取締役社長		
作業期間及び作業内容	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (除去作業、封じ込め作業、囲い込み作業)		
石綿粉じんの大気中への排出・飛散防止措置の概要	(例) 作業場所の隔離、湿潤措置、換気装置		
連絡先	TEL - - 現場責任者		